

広島県告示第五百七十四号

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）別表の規定により、広島県立文化芸術ホールの附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十九年広島県告示第三百四十三号（広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の規定による広島県立文化芸術ホールの附属設備の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台につき	二一、八四〇円以内
ピアノ（国産フルコンサート）	一台につき	一三、六五〇円以内
ピアノ（スタインウェイアップライト）	一台につき	五、四六〇円以内
オーケストラピット	一式につき	一〇、九二〇円以内
迫り	一式につき	四、一〇〇円以内
反響板	一式につき	一三、六五〇円以内
楽壇（三段）	一式につき	一一、七〇〇円以内
楽壇（二段）	一式につき	八、九七〇円以内
楽壇（一段）	一式につき	五、四六〇円以内
演壇	一台につき	四、一〇〇円以内
司会台	一台につき	二、三四〇円以内
所作台	一式につき	一六、三八〇円以内
指揮台（譜面台付き）	一台につき	一、七六〇円以内
譜面台	一台につき	二七〇円以内
平台	一枚につき	五五〇円以内
金屏風	一双につき	五、四六〇円以内
太鼓	一台につき	二、七三〇円以内
地絨	一枚につき	四、八一〇円以内
毛せん	一枚につき	一、三七〇円以内
上敷	一枚につき	六五〇円以内
沙幕	一枚につき	五、四六〇円以内
松羽目	一式につき	四、六八〇円以内
椅子（高椅子）	一脚につき	三九〇円以内
折り畳み椅子	一脚につき	一三〇円以内
折り畳み椅子	五〇脚から七九脚までにつき	五、四六〇円以内

折り畳み椅子	八〇脚以上につき	八、一九〇円以内
折り畳み机	一台につき	二六〇円以内
白板・スクリーン	一枚につき	一、三〇〇円以内
能舞台	一式につき	二七、三〇〇円以内
スクリーン(布)	一枚につき	三、九〇〇円以内
ステージマット(舞台用)	一式につき	九、四九〇円以内
スモークマシン(オイルを含む。)	一台につき	九、四九〇円以内
ポータブルステージ	一台につき	一、〇四〇円以内
ステージマット(三階)	一式につき	二、七三〇円以内
テーブルクロス	一枚につき	六五〇円以内
場内拡声装置	一式につき	九、四九〇円以内
補助スピーカー(フルレンジ)	一台につき	二、三四〇円以内
補助スピーカー(ツウウェイ)	一台につき	三、三八〇円以内
ミキシングアンプ(八・一六チャンネル)	一台につき	四、一〇〇円以内
ミキシングアンプ(二四チャンネル)	一台につき	一〇、九二〇円以内
マイクروفオン(ダイナミック)	一本につき	一、七六〇円以内
マイクروفオン(コンデンサー)	一本につき	二、七三〇円以内
マイクروفオン(ステレオ用)	一本につき	五、四六〇円以内
マイクروفオン(ワイヤレス)	一本につき	四、一〇〇円以内
マイクروفオンエレベーター装置(三点吊を含む。)	一式につき	一、三七〇円以内
マイクروفオンスタンド	一台につき	三九〇円以内
カセットテープレコーダー	一台につき	二、七三〇円以内
CDプレーヤー	一台につき	二、七三〇円以内
デジタルテープレコーダー	一台につき	四、一〇〇円以内
効果用アンプ	一台につき	二、七三〇円以内
MDプレーヤー	一台につき	四、一〇〇円以内
オープンデッキ	一台につき	五、四六〇円以内
ビデオデッキ	一台につき	二、七三〇円以内
ビデオセット	一式につき	四、一〇〇円以内
電源設備(特別電源三〇〇キロボルトアンペア)	一キロワットまでごとにつき	三九〇円以内
映写機(一六ミリ)	一台につき	一三、六五〇円以内
映写機(二五ミリ)	一台につき	二一、八四〇円以内

照明（作業灯）	一式につき	一三、六五〇円以内
照明（反響板）	一式につき	一八、二〇〇円以内
照明（二〇〇キロワットまで）	一式につき	三〇、〇三〇円以内
照明（一五〇キロワットまで）	一式につき	四〇、九五〇円以内
照明（二〇〇キロワットまで）	一式につき	五一、八七〇円以内
セット外照明器具	一キロワットまで ごとにつき	四四〇円以内
クセノンピンスポット（三キロワット用）	一台につき	六、八三〇円以内
エフェクトマシン類	一台につき	二、七三〇円以内
スライドプロジェクター	一台につき	五、四六〇円以内
オーバーヘッドプロジェクター	一台につき	四、八一〇円以内
譜面灯	一台につき	二七〇円以内
レーザマーカー	一本につき	三、三八〇円以内
スタジオ照明器具（四階）	一式につき	八、一九〇円以内
P A Rライト	一台につき	四二〇円以内
応接室（楽屋）	一室につき	二、〇二〇円以内
応接室（ロビー）	一室につき	二、七三〇円以内
楽屋（大）	一室につき	二、七三〇円以内
楽屋（小・和）	一室につき	一、六四〇円以内
映写室	一室につき	四、一〇〇円以内
浴室	一室につき	二、〇八〇円以内
中継室	一室につき	二、七三〇円以内
持込器具	一キロワットまで ごとにつき	三九〇円以内
カメラ持込料	一回につき	二、七三〇円以内
ビデオカメラ持込料	一回につき	四、一〇〇円以内

備考

- 一 ホール利用に伴って利用する場合の利用料金（「持込器具」、「カメラ持込料」及び「ビデオカメラ持込料」を除く。）は、午前（九時から十二時まで）、午後（十三時から十六時まで）及び夜間（十七時から二十一時まで）のそれぞれの区分ごとに徴収する。
- 二 この表の「電源設備（特別電源三〇〇キロボルトアンペア）」の利用料金とは、当該設備から電力の供給を受けて設備等を使用する場合の利用料金をいい、使用する設備等の定格消費電力の合計により算定するものとする。

三 この表の「セット外照明器具」の利用料金は、使用する照明器具の定格消費電力の合

計により算定するものとする。

四 この表の「持込器具」の利用料金は、持ち込む器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。